

ダイレクト利用規定変更対比表 (2020年2月8日)

現行			変更後		
第1条 三菱UFJダイレクト			第1条 三菱UFJダイレクト		
1項		1.三菱UFJダイレクトとは三菱UFJダイレクト(以下、「本サービス」といいます)とは、契約者ご本人(以下、「お客さま」といいます)が電話機・パーソナルコンピューター(高性能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを呼ばれた端末(スマートフォンやタブレット端末等)を含みます)・モバイル機器(情報提供サービス対応型の当行所定の電話機および携帯情報端末等(前述の高性能携帯端末は含みません))等を通じて、電話やインターネット等により当行に取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます(以下、電話機を通じた電話による取引を「テレフォンバンキング」、パーソナルコンピューター等の端末機を通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」、モバイル機器等を通じた通信事業者が提供するネットワークサービスによる取引を「モバイルバンキング」といいます)。本サービスで依頼できる取引は当行ホームページ等にて掲示しますので、内容をご確認ください。	1項		1.三菱UFJダイレクトとは三菱UFJダイレクト(以下、「本サービス」といいます)とは、契約者ご本人(以下、「お客さま」といいます)が電話機・パーソナルコンピューター(高性能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを備えた端末(スマートフォンやタブレット端末等)を含みます)等を通じて、電話やインターネット等により当行に取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます(以下、電話機を通じた電話による取引を「テレフォンバンキング」、パーソナルコンピューター等の端末機を通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」といいます)。本サービスで依頼できる取引は当行ホームページ等にて掲示しますので、内容をご確認ください。
3項	2号	モバイルバンキングを利用できるお客さまは、平成27年8月9日より前に本サービスを契約し、同日以降第2条第6項に定めるワンタイムパスワードを利用したことがなく、かつ平成28年6月11日までに当行所定のモバイルバンキングの初回登録を完了した方に限られます。	3項		削除
3項	3号	テレフォンバンキングで当行所定のお取引を行う場合は、別途事前申込が必要です。また、第2条第6項に定めるワンタイムパスワードを利用しているお客さまは、テレフォンバンキングの当行所定のお取引をご利用いただけません。ただし、当行が別途利用を認めた場合はこの限りではありません。	3項	2号	テレフォンバンキングで当行所定のお取引を行う場合は、別途事前申込が必要です。また、第2条第6項に定めるワンタイムパスワードを利用しているお客さまは、テレフォンバンキングの当行所定のお取引をご利用いただけません。ただし、当行が別途利用を認めた場合はこの限りではありません。
3項	4号	利用対象者は、犯罪収益移転防止法に基づくご本人さま確認のお手続きが完了しているお客さまに限りします。	3項	3号	利用対象者は、犯罪収益移転防止法に基づくご本人さま確認のお手続きが完了しているお客さまに限りします。
5項		利用限度額 本サービスの各種取引における1日または1回あたりの利用限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります(以後、本規定における1日あたりの各種利用限度額の起点は毎日日本時間の午前0時とします)。このうちお客さま自らが設定および変更できる利用限度額につきましては、当行所定の書面により登録いただけます。ただし、当行が指定する一部取引につきましては、インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングでも登録いただけます。なお、これらの利用限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。	5項		利用限度額 本サービスの各種取引における1日または1回あたりの利用限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります(以後、本規定における1日あたりの各種利用限度額の起点は毎日日本時間の午前0時とします)。このうちお客さま自らが設定および変更できる利用限度額につきましては、当行所定の書面により登録いただけます。ただし、当行が指定する一部取引につきましては、インターネットバンキング、テレフォンバンキングでも登録いただけます。なお、これらの利用限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。
9項		インターネットバンキングのご利用方法およびインターネットバンキング、モバイルバンキングのご利用中止方法	9項		インターネットバンキングのご利用方法およびご利用中止方法
9項	2号	インターネットバンキングのご利用を中止する場合は、同じくパーソナルコンピューター等の端末機の画面にしたがって登録を行っていただきます。なお、モバイルバンキングのご利用を中止する場合は、モバイル機器等の画面にしたがって登録を行っていただきます。	9項	2号	インターネットバンキングのご利用を中止する場合は、同じくパーソナルコンピューター等の端末機の画面にしたがって登録を行っていただきます。
11項		Eメールアドレスの登録 インターネットバンキング、モバイルバンキング等で当行所定の取引をご利用いただくには、お客さまご自身のEメールアドレスをご登録ください。本サービスに必要な通知をEメールで行う場合がありますので、当行からのEメールが受信できるようにしてください。本サービスをご利用の際に当行からのEメールが受信できない場合、一部サービスのご利用ができない場合があります。	11項		Eメールアドレスの登録 インターネットバンキング等で当行所定の取引をご利用いただくには、お客さまご自身のEメールアドレスをご登録ください。本サービスに必要な通知をEメールで行う場合がありますので、当行からのEメールが受信できるようにしてください。本サービスをご利用の際に当行からのEメールが受信できない場合、一部サービスのご利用ができない場合があります。
第2条 本人確認			第2条 本人確認		
1項	5号	モバイル機器等から送信される契約者の固有情報	1項		削除
1項	6号	代表口座のキャッシュカードの暗証番号	1項	5号	代表口座のキャッシュカードの暗証番号
1項	7号	本条第5項に規定するEメールによるワンタイムパスワード	1項	6号	本条第4項に規定するEメールによるワンタイムパスワード
1項	8号	本条第6項に規定するワンタイムパスワード(本条第5項に規定するEメールによるワンタイムパスワードとは別に定めるものをいいます)	1項	7号	本条第5項に規定するワンタイムパスワード(本条第4項に規定するEメールによるワンタイムパスワードとは別に定めるものをいいます)
1項	9号	代表口座の店番及び口座番号	1項	8号	代表口座の店番及び口座番号
1項	10号	本条第7項に規定する生体認証機能にてアプリ利用端末から送信される契約者の認証データ	1項	9号	本条第6項に規定する生体認証機能にてアプリ利用端末から送信される契約者の認証データ
1項	11号	その他当行所定の番号等	1項	10号	その他当行所定の番号等
3項	2号	ダイレクトパスワードを変更する場合は、テレフォンバンキング、インターネットバンキング、モバイルバンキングまたは当行所定の書面により届け出てください。IBログインパスワードを変更する場合は、インターネットバンキングにて届け出てください。	3項	2号	ダイレクトパスワードを変更する場合は、テレフォンバンキング、インターネットバンキングまたは当行所定の書面により届け出てください。IBログインパスワードを変更する場合は、インターネットバンキングにて届け出てください。
4項		モバイル機器等から送信される契約者の固有情報 モバイルバンキングの初回登録により、お客さまのモバイル機器等から自動的に送信される契約者の固有情報をモバイル情報として当行に登録するものとします。	4項		削除
5項		Eメールによるワンタイムパスワード	4項		Eメールによるワンタイムパスワード
6項		ワンタイムパスワード	5項		ワンタイムパスワード
7項		生体認証機能	6項		生体認証機能
8項		免責事項等	7項		免責事項等
9項		紛失・盗難等	8項		紛失・盗難等
9項	1号	①お客さまがご契約カードや当行所定のアプリケーションをダウンロードしたパーソナルコンピューター、モバイルバンキングの初回登録を行ったモバイル機器、ワンタイムパスワードアプリをインストールした利用端末、生体情報を登録したアプリ利用端末、ワンタイムパスワードカード等を紛失・盗難などで失った場合	8項	1号	①お客さまがご契約カードや当行所定のアプリケーションをダウンロードしたパーソナルコンピューター、ワンタイムパスワードアプリをインストールした利用端末、生体情報を登録したアプリ利用端末、ワンタイムパスワードカード等を紛失・盗難などで失った場合
10項		パスワードの失念	9項		パスワードの失念
11項		番号等の不一致の場合の利用停止	10項		番号等の不一致の場合の利用停止
12項		インターネット申込受付・照会サービス	11項		インターネット申込受付・照会サービス

現行			変更後		
第3条	取引の依頼		第3条	取引の依頼	
2項	1号	<p>本サービスで利用する次の取引指定口座を当行所定の方法により届け出てください。当行は、お届け出の内容にしたい本サービスの取引指定口座として登録します。</p> <p>①サービス指定口座 本サービスにおける各種取引の支払口座や振替取引の入金口座等として利用でき、第1条第6項に定める「代表口座」および「代表口座」と同一住所・同一名義の当行国内本支店の口座。</p> <p>なお、「サービス指定口座」を届け出の際、その口座の各々につき、当行所定の確認方法によりお客さまご本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたらうは、それらの届け出につき、偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>②家族口座 資金移動取引における入金口座として利用する、サービス指定口座以外の当行の国内本支店の家族名義の口座。</p> <p>③振込先口座 資金移動取引における入金口座として利用する、サービス指定口座または家族口座以外の当行または他行の国内本支店の口座。</p> <p>④外国送金先口座 資金移動取引のうち外国送金取引における送金先口座として利用する口座。</p> <p>(以下、上記①で定める口座を資金移動取引の支払口座としてお客さまが指定する場合の当該口座を「支払指定口座」、上記①、②、③、④で定める口座を資金移動取引の入金口座としてお客さまが指定する場合の当該口座を「入金指定口座」といいます)</p>	2項	1号	<p>本サービスで利用する次の取引指定口座を当行所定の方法により届け出てください。当行は、お届け出の内容にしたい本サービスの取引指定口座として登録します。</p> <p>①サービス指定口座 本サービスにおける各種取引の支払口座や振替取引の入金口座等として利用でき、第1条第6項に定める「代表口座」および「代表口座」と同一住所・同一名義の当行国内本支店の口座。</p> <p>なお、「サービス指定口座」を届け出の際、当行所定の確認方法によりお客さまご本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたらうは、それらの届け出につき、偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>②家族口座 資金移動取引における入金口座として利用する、サービス指定口座以外の当行の国内本支店の家族名義の口座。</p> <p>③振込先口座 資金移動取引における入金口座として利用する、サービス指定口座または家族口座以外の当行または他行の国内本支店の口座。</p> <p>④外国送金先口座 資金移動取引のうち外国送金取引における送金先口座として利用する口座。</p> <p>(以下、上記①で定める口座を資金移動取引の支払口座としてお客さまが指定する場合の当該口座を「支払指定口座」、上記①、②、③、④で定める口座を資金移動取引の入金口座としてお客さまが指定する場合の当該口座を「入金指定口座」といいます)</p>
2項	2号	<p>以下の口座については、次のような方法で「サービス指定口座」または「振込先口座」として自動的に登録することができます。</p> <p>①本サービスにより開設を行ったお客さまご本人名義の各種口座は、自動的に「サービス指定口座」として登録します。</p> <p>②事前に登録のない口座あてに振込を行った際の当該振込先口座については、お客さまのご希望により「振込先口座」として登録することができます。</p>	2項	2号	<p>2. 以下の口座については、次のような方法で「代表口座」、「サービス指定口座」または「振込先口座」として自動的に登録することができます。</p> <p>①本サービスにより開設を行ったお客さまご本人名義の各種口座は、自動的に「サービス指定口座」として登録します。</p> <p>②通帳を紛失または盗取され、その旨を当行所定の方法によりお届けいただいた方(本サービスを未契約の方に限ります。)が、当行のスマートフォン用アプリケーション「かんたん手続アプリ」(以下「かんたん手続アプリ」といいます。))により、本サービスに契約のうえ、E.c.o通帳への切替えを行った場合、切替えにかかる普通預金口座を(ただし、E.c.o通帳への切替えにかかる普通預金口座とかんたん手続アプリの本人確認に用いた普通預金口座と異なる場合には、かんたん手続アプリの本人確認に用いた普通預金口座を)、自動的に「代表口座」として登録します。</p> <p>③通帳を紛失または盗取され、その旨を当行所定の方法によりお届けいただいた方(本サービスをご契約済みの方に限ります。)が、かんたん手続アプリによりE.c.o通帳への切替えを行った場合に、切替えにかかる預金口座が「サービス指定口座」として登録されていないものであったときは、自動的に「サービス指定口座」として登録します。</p> <p>④事前に登録のない口座あてに振込を行った際の当該振込先口座については、お客さまのご希望により「振込先口座」として登録することができます。</p>
第16条	税金・各種料金払込		第16条	税金・各種料金払込	
2項	1号	<p>払い込みにあたっては、収納機関から通知された「収納機関番号」、「お客様番号」または「納付番号」等を当行に通知してください。当行は、お客さまからの通知内容をもって、請求情報または納付情報を収納機関に照会のうえ、結果をパーソナルコンピュータまたはモバイル機器等の画面上に表示します。収納機関において請求情報または納付情報に関し所定の確認ができない場合は、税金・各種料金払込サービスでのお支払はできません。なお、お客さまが収納機関のホームページ等において納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として「三菱UFJダイレクト」を選択した場合は、当該請求情報または納付情報が当行のインターネットバンキング等に引き継がれ、当行所定の本人確認を実施のうえ、納付情報を画面上に表示します。</p>	2項	1号	<p>払い込みにあたっては、収納機関から通知された「収納機関番号」、「お客様番号」または「納付番号」等を当行に通知してください。当行は、お客さまからの通知内容をもって、請求情報または納付情報を収納機関に照会のうえ、結果をパーソナルコンピュータ等の画面上に表示します。収納機関において請求情報または納付情報に関し所定の確認ができない場合は、税金・各種料金払込サービスでのお支払はできません。なお、お客さまが収納機関のホームページ等において納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として「三菱UFJダイレクト」を選択した場合は、当該請求情報または納付情報が当行のインターネットバンキング等に引き継がれ、当行所定の本人確認を実施のうえ、納付情報を画面上に表示します。</p>
第20条	スーパーICカードのクレジットカード取引等		第20条	スーパーICカードのクレジットカード取引等	
5項	2号	①当行から登録会員に宛てた確定通知メールが当行にて未着と認識された場合	5項		削除
5項	2号	②法令等によって書面の送付が必要とされる場合	5項	2号	①法令等によって書面の送付が必要とされる場合
5項	2号	③その他、当行が「クレジットカードご利用明細」の送付を必要と判断した場合	5項	2号	②その他、当行が「クレジットカードご利用明細」の送付を必要と判断した場合
第23条	キャッシュカードの暗証番号の再登録の申し込み		第23条	キャッシュカードの暗証番号の再登録の申し込み	
1項	3号	お申し込みには、第2条第6項に規定するワンタイムパスワードが必要です。なお、当行が特に認めたお客さまに限っては、第2条第2項に規定する確認番号が必要です。	1項	3号	お申し込みには、第2条第5項に規定するワンタイムパスワードが必要です。なお、当行が特に認めたお客さまに限っては、第2条第2項に規定する確認番号が必要です。
第26条	じぶん銀行(銀行代理業)		第26条	auじぶん銀行(銀行代理業)	
1項	1号	<p>本サービスによりお客さまがご利用になれるじぶん銀行(銀行代理業)取引(以下、「じぶん銀行(銀行代理業)」といいます)の内容は次のとおりとします。</p> <p>①じぶん銀行円普通預金口座開設のお申し込み 当行は、じぶん銀行を所属銀行とする銀行代理業者として、じぶん銀行円普通預金口座開設の契約締結の取次ぎをします。</p> <p>②じぶん銀行口座残高照会</p>	1項	1号	<p>本サービスによりお客さまがご利用になれるauじぶん銀行(銀行代理業)取引(以下、「auじぶん銀行(銀行代理業)」といいます)の内容は次のとおりとします。</p> <p>①auじぶん銀行円普通預金口座開設のお申し込み 当行は、auじぶん銀行を所属銀行とする銀行代理業者として、auじぶん銀行円普通預金口座開設の契約締結の取次ぎをします。</p> <p>②auじぶん銀行口座残高照会</p>
1項	2号	お客さまがじぶん銀行円普通預金口座を開設した後のお取引については、すべてお客さまと株式会社じぶん銀行(以下、「じぶん銀行」といいます)とのお取引となります。	1項	2号	お客さまがauじぶん銀行円普通預金口座を開設した後のお取引については、すべてお客さまと株式会社auじぶん銀行(以下、「auじぶん銀行」といいます)とのお取引となります。
1項	3号	じぶん銀行円普通預金の口座開設のお申し込みおよび口座残高照会の内容およびご利用時間は、当行およびじぶん銀行が定めるものとします。	1項	3号	auじぶん銀行円普通預金の口座開設のお申し込みおよび口座残高照会の内容およびご利用時間は、当行およびauじぶん銀行が定めるものとします。
1項	4号	当行はお客さまに通知することなく、じぶん銀行(銀行代理業)のインターネットバンキングでの取り扱い内容、ご利用時間を変更することがあります。	1項	4号	当行はお客さまに通知することなく、auじぶん銀行(銀行代理業)のインターネットバンキングでの取り扱い内容、ご利用時間を変更することがあります。
2項		利用制限 じぶん銀行の情報提供時間やサービス変更などの事情により、じぶん銀行(銀行代理業)のお取引を利用できない場合があります。	2項		利用制限 auじぶん銀行の情報提供時間やサービス変更などの事情により、auじぶん銀行(銀行代理業)のお取引を利用できない場合があります。
3項		じぶん銀行円普通預金口座の開設の申し込み	3項		auじぶん銀行円普通預金口座の開設の申し込み
3項	1号	「じぶん銀行円普通預金口座開設」のお申し込みは、本規定および別途、じぶん銀行が定めるじぶん銀行取引規約、普通預金規約をお客さまが承認のうえ、当行が提供するインターネットバンキングで行うものとします。	3項	1号	「auじぶん銀行円普通預金口座開設」のお申し込みは、本規定および別途、auじぶん銀行が定めるauじぶん銀行取引規約、普通預金規約をお客さまが承認のうえ、当行が提供するインターネットバンキングで行うものとします。
3項	2号	「じぶん銀行円普通預金口座開設」のお申し込みのご利用にあたっては、お客さまがあらかじめ当行に届出いただき登録されているお客さまの情報をじぶん銀行に引き継ぐことを承認のうえ、当行が提供するインターネットバンキングで行うものとします。	3項	2号	「auじぶん銀行円普通預金口座開設」のお申し込みのご利用にあたっては、お客さまがあらかじめ当行に届出いただき登録されているお客さまの情報をauじぶん銀行に引き継ぐことを承認のうえ、当行が提供するインターネットバンキングで行うものとします。
3項	3号	「じぶん銀行円普通預金口座開設」のお申し込みにあたっては、以下の条件を満たしていることとします。	3項	3号	「auじぶん銀行円普通預金口座開設」のお申し込みにあたっては、以下の条件を満たしていることとします。
3項	4号	②すでに、じぶん銀行に円普通預金口座をお持ちのお客さま	3項	4号	②すでに、auじぶん銀行に円普通預金口座をお持ちのお客さま
4項		じぶん銀行口座残高照会	4項		auじぶん銀行口座残高照会
4項	1号	「じぶん銀行口座残高照会」とは、インターネットバンキングの画面でじぶん銀行口座(両行口座が同一ご名義(お届けの生年月日が同一、かつ当行が同一ご名義と認めたもの)に限ります)の残高照会ができるサービスです。	4項	1号	「auじぶん銀行口座残高照会」とは、インターネットバンキングの画面でauじぶん銀行口座(両行口座が同一ご名義(お届けの生年月日が同一、かつ当行が同一ご名義と認めたもの)に限ります)の残高照会ができるサービスです。

現行			変更後		
4項	2号	「じぶん銀行口座残高照会」のご利用にはあらかじめインターネットバンキングの画面で「じぶん銀行口座登録」を行う必要があります。登録にあたっては、両行口座が同一名義であることを確認するために、当行が保有しているご本人さまを特定するための情報(生年月日)、本サービス提供にあたり登録時にお客さまが入力した情報(じぶん銀行のお客さま番号およびログインパスワード)をじぶん銀行に提供します。	4項	2号	「auじぶん銀行口座残高照会」のご利用にはあらかじめインターネットバンキングの画面で「auじぶん銀行口座登録」を行う必要があります。登録にあたっては、両行口座が同一名義であることを確認するために、当行が保有しているご本人さまを特定するための情報(生年月日)、本サービス提供にあたり登録時にお客さまが入力した情報(auじぶん銀行のお客さま番号およびログインパスワード)をauじぶん銀行に提供します。
4項	3号	「じぶん銀行口座残高照会」の提供にあたり、当行は、じぶん銀行口座の登録時にお客さまが入力したじぶん銀行のお客さま番号を当行のデータベースサーバーに保管します。	4項	3号	「auじぶん銀行口座残高照会」の提供にあたり、当行は、auじぶん銀行口座の登録時にお客さまが入力したauじぶん銀行のお客さま番号を当行のデータベースサーバーに保管します。
4項	4号	「じぶん銀行口座登録」を行うと、自動的にじぶん銀行の口座が三菱UFJダイレクトの振込先口座として登録されます(登録上限数を超えている場合を除きます)。登録にあたり、じぶん銀行口座の支店名、預金種類、口座番号、お名前前の情報をじぶん銀行から提供を受け、当行で保管します。	4項	4号	「auじぶん銀行口座登録」を行うと、自動的にauじぶん銀行の口座が三菱UFJダイレクトの振込先口座として登録されます(登録上限数を超えている場合を除きます)。登録にあたり、auじぶん銀行口座の支店名、預金種類、口座番号、お名前前の情報をauじぶん銀行から提供を受け、当行で保管します。
4項	5号	当行はインターネットバンキングの画面でじぶん銀行の残高情報を表示します。表示される情報は、じぶん銀行のサイトで表示される最新の情報と異なる場合があります。表示する機能やその他機能において表示された情報に基づいてお客さまが行った取引等の結果について当行は一切責任を負いません。お客さまがこれらの情報について正確な最新情報が必要とする場合には、必ずじぶん銀行のサイトにログインのうえ表示内容をご確認ください。	4項	5号	当行はインターネットバンキングの画面でauじぶん銀行の残高情報を表示します。表示される情報は、auじぶん銀行のサイトで表示される最新の情報と異なる場合があります。表示する機能やその他機能において表示された情報に基づいてお客さまが行った取引等の結果について当行は一切責任を負いません。お客さまがこれらの情報について正確な最新情報が必要とする場合には、必ずauじぶん銀行のサイトにログインのうえ表示内容をご確認ください。
4項	7号	お客さまのご利用方法が当行および当行の利用者やじぶん銀行およびその利用者に対して明らかに不利益を与えるとき当行が認めた場合、当行は事前に連絡することなく、お客さまの登録内容を抹消することがあります。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。	4項	7号	お客さまのご利用方法が当行および当行の利用者やauじぶん銀行およびその利用者に対して明らかに不利益を与えるとき当行が認めた場合、当行は事前に連絡することなく、お客さまの登録内容を抹消することがあります。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
5項	1号	じぶん銀行との間で発生した紛議およびその紛議を理由とするお客さまの損害等。	5項	1号	auじぶん銀行との間で発生した紛議およびその紛議を理由とするお客さまの損害等。
5項	2号	じぶん銀行のシステム障害等の原因により生じたお客さまの損害等。	5項	2号	auじぶん銀行のシステム障害等の原因により生じたお客さまの損害等。
第31条 届出事項の変更等			第31条 届出事項の変更等		
1項		預金口座などについての印章、名称、住所、電話番号、暗証番号、Eメールアドレスその他の届出事項に変更があったときには、各種預金規定およびその他の取引規定にしたがい直ちに当行に届け出てください。 なお、届出事項の中でサービス指定口座の住所、電話番号や、Eメールアドレスなど当行所定の事項については、各種預金規定およびその他の取引規定にかかわらず、当行所定の条件を満たしている場合は本サービスにより変更の届け出を行うことができます。 届け出を行わなかったために、当行からの送信、通知もしくは当行から送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとします。	1項		預金口座などについての印章、名称、住所、電話番号、暗証番号、Eメールアドレスその他の届出事項に変更があったときには、各種預金規定およびその他の取引規定にしたがい直ちに当行に届け出てください。 なお、届出事項の中でサービス指定口座の住所、電話番号や、Eメールアドレスなど当行所定の事項については、各種預金規定およびその他の取引規定にかかわらず、当行所定の条件を満たしている場合は本サービスにより変更の届け出を行うことができます。なお、漢字住所をお届いただいた場合でも、届出住所、郵送物等にカナ住所が表示される場合があります。 届け出を行わなかったために、当行からの送信、通知もしくは当行から送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとします。
第36条 番号等の盗用による振込等			第36条 番号等の盗用による振込等		
2項		前項の請求がなされた場合、当該振込等がお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以降になされた当該振込等の額に相当する金額およびこれに附帯する手数料ならびに対象預金の約定利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます)を第2条第8項にかかわらず補てんするものとします。 ただし、当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ利用端末の安全対策や番号等の管理が十分に行われていない等、お客さまに過失(重過失を除きます)があると当行が証明した場合は、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。	2項		前項の請求がなされた場合、当該振込等がお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以降になされた当該振込等の額に相当する金額およびこれに附帯する手数料ならびに対象預金の約定利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます)を第2条第7項にかかわらず補てんするものとします。 ただし、当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ利用端末の安全対策や番号等の管理が十分に行われていない等、お客さまに過失(重過失を除きます)があると当行が証明した場合は、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。